

高知大学教育研究部人文社会科学系人文社会科学部門外国人講師

再任審査実施細則

平成 23 年 11 月 2 日
規 則 第 37 号

最終改正 令和 7 年 3 月 6 日規則第 78 号

(趣旨)

第 1 条 この細則は、国立大学法人高知大学外国人講師に関する規則に基づき、別に定めるもののほか、高知大学教育研究部人文社会科学系人文社会科学部門に所属する外国人講師の再任審査の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(再任審査の申し出)

第 2 条 再任を希望する外国人講師（以下「当該外国人講師」という。）が基幹教員として配置された学部の学部長（以下「当該学部長」という。）は、任期満了の日の 6 月前までに人文社会科学系長に、当該外国人講師の教育研究業績書等を添えて、文書により申し出るものとする。

(再任審査機関)

第 3 条 前条の外国人講師の再任の可否を決定するための審査は、人文社会科学部門教員選考委員会（以下「教員選考委員会」という。）において行う。

2 前項の審査に当たっては、高知大学教育研究部人文社会科学系人文社会科学部門教員選考委員会規則第 3 条から第 6 条までの規定を適用する。

(再任審査)

第 4 条 審査は、教育研究業績書等により行う。

2 教員選考委員会は、当該外国人講師に係る再任の可否を速やかに審議の上、人文社会科学部門会議（以下「部門会議」という。）にその結果を報告する。

3 前項の報告を受けた部門会議は、審議の上、人文社会科学系教授会（以下「学系教授会」という。）にその結果を報告する。

4 前項の報告を受けた学系教授会は、再任の可否を任期満了の日の 2 月前までに審議する。

5 人文社会科学系長は、前項の結果に基づき再任審査結果承認申請書（別紙様式第 1 号）を学長に提出し、承認を得る。

(再任審査の結果通知)

第5条 人文社会科学系長は、前条第5項による再任審査結果を当該学部長及び当該外国人講師あてに再任審査結果通知書（別紙様式第2-1号又は別紙様式第2-2号及び別紙様式第3-1号又は別紙様式第3-2号）により通知する。

（再任再審査請求）

第6条 当該外国人講師は、前条の決定に不服な場合には、再任再審査請求（別紙様式第4号）を1回に限り、人文社会科学系長へ行うことができる。

2 前項の再任再審査請求は、再任審査結果通知書受理後、7日以内に行わなければならない。

（再任再審査委員会）

第7条 人文社会科学部門に、前条による再任再審査請求の審議を行うため、再任再審査委員会（以下「再審査委員会」という。）を設置する。

2 再審査委員会は、教員選考委員会の委員を除く部門会議で選出された4人及び当該学部長の計5人をもって構成する。

3 再審査委員会に委員長を置き、前項に掲げる構成委員の互選により選出する。

4 委員長は、再審査委員会を招集し、その議長となる。

5 再審査委員会の成立要件及び議決要件は、教員選考委員会規則第6条の規定を準用する。

（再任再審査）

第8条 再審査委員会は、当該外国人講師からの事情聴取を行うなど再任の可否を速やかに審議の上、部門会議にその結果を報告する。

2 前項の報告を受けた部門会議は、再任の可否を速やかに審議の上、学系教授会にその結果を報告する。

3 前項の報告を受けた学系教授会は、再任の可否を速やかに審議する。

4 人文社会科学系長は、前項の結果に基づき再任（再審査）結果承認申請書（別紙様式第5号）を学長に提出し、承認を得る。

（再任再審査の結果通知）

第9条 人文社会科学系長は、前条第4項による再任再審査結果を当該学部長及び当該外国人講師あてに再任再審査結果通知書（別紙様式第6-1号又は別紙様式第6-2号及び別紙様式第7-1号又は別紙様式第7-2号）により通知する。

（雑則）

第10条 この細則に定めるもののほか、当該外国人講師の再任審査及び再任再審査に必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成23年11月2日から施行する。
- 2 この要項の施行日（以下「施行日」という。）以前に任期を定めて採用等されていた外国人講師のうち、当該任期の満了日が施行日後となる者に係る再任審査は、本要項を適用する。
- 3 施行日において、外国人講師で任期の残任期間が6月未満の者については、第2条中「任期満了の日の6月前までに」とあるのは「速やかに」と読み替えるものとする。

附 則（平成31年4月26日規則第5号）

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和4年2月9日規則第53号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月6日規則第78号）

この細則は、令和7年4月1日から施行する。

別紙様式第1号

再任審査結果承認申請書

年 月 日

高知大学長 殿

人文社会科学系長

高知大学教育研究部人文社会科学系人文社会科学部門外国人講師再任審査実施細則に基づき審査した結果、下記の理由により再任を

認める
認めない

こととしたいので承認願います。

記

審査申請者

所 属 人文社会科学系人文社会科学部門

職 名 講師 (外国人講師)

氏 名

[理 由]

再任審査結果通知書

年 月 日

学部長 殿

人文社会科学系長

高知大学教育研究部人文社会科学系人文社会科学部門外国人講師再任審査実施細則に基づき下記審査申請者を審査した結果、再任について学長の承認を得られましたのでお知らせします。

なお、下記審査申請者あてに別途再任審査結果通知書を送付している旨申し添えます。

記

氏 名

任 期 年 月 日から 年 月 日まで

再任審査結果通知書

年 月 日

学部長 殿

人文社会科学系長

高知大学教育研究部人文社会科学系人文社会科学部門外国人講師再任審査実施細則に基づき下記審査申請者を審査した結果、下記の理由により学長の承認を得られなかったため再任を認めないことと決定しましたので、お知らせします。

なお、下記審査申請者あてに別途再任審査結果通知書を送付している旨申し添えます。

記

氏 名

[理 由]

別紙様式第3-1号

再任審査結果通知書

年 月 日

殿

人文社会科学系長

高知大学教育研究部人文社会科学系人文社会科学部門外国人講師再任審査実施細則に基づき審査した結果、再任について学長の承認を得られましたのでお知らせします。

なお、任期は 年、 年 月 日までとします。

再任審査結果通知書

年 月 日

殿

人文社会科学系長

高知大学教育研究部人文社会科学系人文社会科学部門外国人講師再任審査実施細則に基づき審査した結果、下記の理由により学長の承認を得られなかったため再任を認めないことと決定しましたので、お知らせします。

なお、再審査を希望される場合には、 月 日までに再任再審査請求書を小職あて提出願います。

記

[理由]

再任（再審査）結果承認申請書

年 月 日

高知大学長 殿

人文社会科学系長

高知大学教育研究部人文社会科学系人文社会科学部門外国人講師再任審査実施細則に基づき再審査した結果、下記の理由により再任を

認める
認めない

こととしたいので承認願います。

記

審査申請者

所 属 人文社会科学系人文社会科学部門

職 名 講師（外国人講師）

氏 名

〔理 由〕

再任再審査結果通知書

年 月 日

学部長 殿

人文社会科学系長

高知大学教育研究部人文社会科学系人文社会科学部門外国人講師再任審査実施細則に基づき下記審査申請者を再任再審査した結果、再任について学長の承認を得られましたのでお知らせします。

なお、下記審査申請者あてに別途再任再審査結果通知書を送付している旨申し添えます。

記

氏 名

任 期 年 月 日から 年 月 日まで

再任再審査結果通知書

年 月 日

学部長 殿

人文社会科学系長

高知大学教育研究部人文社会科学系人文社会科学部門外国人講師再任審査実施細則に基づき下記審査申請者を再任再審査した結果、下記の理由により学長の承認を得られなかったため再任を認めないことと決定しましたので、お知らせします。

なお、下記審査申請者あてに別途再任再審査結果通知書を送付している旨申し添えます。

記

氏 名

〔理 由〕

別紙様式第7-1号

再任再審査結果通知書

年 月 日

殿

人文社会科学系長

高知大学教育研究部人文社会科学系人文社会科学部門外国人講師再任審査実施細則に基づき再任再審査した結果、再任について学長の承認を得られましたのでお知らせします。
なお、任期は 年、 年 月 日までとします。

再任再審査結果通知書

年 月 日

殿

人文社会科学系長

高知大学教育研究部人文社会科学系人文社会科学部門外国人講師再任審査実施細則に基づき再任再審査した結果、下記の理由により学長の承認を得られなかったため再任を認めないことと決定しましたので、お知らせします。

記

[理由]